

令和元年

第2回市議会定例会 議案第13号

函館市水道事業給水条例の一部改正について

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例

函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「より指定」を「よる指定（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）」に改める。

第34条第1項中「10,000円」の後ろに「（指定の更新の場合にあつては、8,000円）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する事務について手数料を徴収することとし、および規定を整備するため